

八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：令和元年 12 月 13 日（金）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階会議室 C

出席委員

農業委員 18 名中 17 名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 欠	

農地利用最適化推進委員 22 名中 22 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、 事務局次長（農政 GL）村上 司、 農地 GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、 技師 深堀 成美、 主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、中村正記農業委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 58 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきまして、木村弁一推進委員が当事者になっている事案があります。会長からの案内はいたしませんので、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

それでは、令和元年最後の唱和を行いたいと思います。元気良く唱和願います。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は年末のお忙しい中、皆様御出席いただき誠にありがとうございます。先月の 27 日、28 日ですけれども、全国農業委員会会長代表者集会の出席と国会議員の要請活動を行ってまいりました。今年 1 年災害の多い年であったという話と災害は何時何処で誰のところに起こるかわからないし、地球温暖化ということが大きな問題であるので、環境問題を大きく考えて取り組んでいただきたいと申し上げてまいりました。幸いにも、青森県には大きな災害は無かったとお話しましたが、何かあった時には、早めの対策を打てるようによろしく願いしますと

伝えてまいりました。どうか皆さんも日頃から災害、被害にあわないように努めていただきたいと思います。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、8番 村上 正憲 委員、11番 山内 光興 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 55 号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から、説明願います。

川名 GL

それでは、事務局の川名から、議案第 55 号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見について御説明いたします。

右上に「本日の日付（令和元年 12 月 13 日）、総会資料 別冊」、標題に「八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見について」と記載された A 4 縦の資料を

御覧願います。

先月開催の11月総会において、協議案件として御説明させていただいておりましたが、八戸市農業委員会の委員、以降、農業委員といたしますが、任期満了に伴います農業委員の募集につきましては市長事務部局、具体的には農林水産部農政課において実施されますことから、同時に農業委員会において実施いたします八戸市農地利用最適化推進委員の募集とその方法等内容をすり合わせるため、農政課と農業委員会で協議しておりました。協議内容を踏まえまして、農業委員会等に関する法律施行規則第7条の規定により農業委員の募集案が作成され、八戸市長から意見を求められましたことから、御審議いただくものでございます。

それでは、資料の表紙をめくりまして、1ページを御覧願います。

募集要項となりますが、11月総会において御説明させていただきました内容から変更はございませんので、簡潔に御説明いたします。1、農業委員の概要から、2、推薦・応募に必要な書類、注意事項は、説明を割愛させていただきました。資料の下方に記載しておりますが、推薦・応募方法は、推薦・応募に必要な書類について、募集の実施機関であります市長事務部局の農林水産部農政課へ提出していただくこととなります。募集期間は、令和2年2月3日の月曜日から3月2日の月曜日までの29日間となります。

続きまして、11月総会においては資料を割愛させていただいておりました推薦・応募に必要な書類の記載例につきまして、要点を絞りまして御説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

こちらは、第1号様式、推薦・応募書の表面となります。法令等で定められている事項など、選考に必要な項目を記載していただくこととなります。特に経歴につきましては、お間違えのないよう注意してください。

資料の3ページを御覧願います。

こちらは、第1号様式、推薦・応募書の裏面となります。個人の連名による推薦の場合は、(a)の表内に代表者を含めて3名の方の住所や氏名などを、法人又は団体による推薦の場合は、(b)の表内に法人又は団体の概要を記載してい

ただくこととなります。自ら応募する場合は、記載不要となります。

資料の4ページをお開き願います。

こちらは、資料の上部が第2号様式、同意書となります。同意していただく内容は、推薦を受ける者又は応募をする者、及び推薦をする者の住所や氏名などの個人情報のほか、推薦を受ける者又は応募をする者の欠格事項への該当の有無について、農政課において関係部署等の公簿等により確認することです。

次に、資料の下部が第3号様式、推薦承諾書となります。この書類は、推薦の場合のみに必要となるものでございまして、推薦された者が推薦をする個人及び法人又は団体から推薦を受けることを承諾しているか確認するためのものとなります。

各様式に共通することとしまして、印鑑につきましては認め印で構わないこととしておりますが、スタンプ印は不可となりますので注意してください。

資料の5ページ以降につきましては、八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則と、11月総会においても御説明させていただきました委員の募集から選考、任命・委嘱に関するスケジュールとなりますので、参考として御確認いただければと思います。なお、農業委員の募集に際しまして、募集要項及び推薦・応募に必要な書類については、来年の令和2年1月10日を目途に、農政課並びに南郷事務所の窓口を設置し、配布するとともに、八戸市ホームページに掲載し、ダウンロードして利用できるようにすることで早めの書類提出を周知していくとのことを農政課から聞いております。

最後になりますが、この八戸市農業委員会委員の募集案につきましては、次の議案の八戸市農地利用最適化推進委員の募集案と内容について整合性等が図られておりますことを申し添えいたします。

以上、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についての説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、募集案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第3

次に、日程第3、議案第56号、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から、説明願います。

川名 GL

それでは、事務局の川名から、議案第56号、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案について御説明いたします。

右上に「本日の日付（令和元年12月13日）、総会資料別冊」、標題に「八戸市農地利用最適化推進委員の募集案について」と記載されたA4縦の資料を御覧願います。

先程の議案第55号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についてと同じく、先月開催の11月総会において、協議案件として御説明させていただき、また、先程の議案の説明においても触れさせていただいておりましたが、八戸市農地利用最適化推進委員、以降、推進委員といたしますが、任期満了に伴います推進委員の募集につきましては農業委員会において実施いたしますことから、市長事務局との協議内容を踏まえまして、農業委員会等に関する法律施行規則第13条の規定により推進委員の募集案を作成しましたので、御承認いただきたく、御提案するものでございます。

それでは、資料の表紙をめくりまして、1 ページを御覧願います。

募集要項となりますが、11 月総会において御説明させていただきました内容から変更はございませんので、簡潔に御説明いたします。1、農地利用最適化推進委員の概要のうち、募集人数は 22 人で、区域の名称と定数に記載のとおり、区域ごとに募集いたします。2、推薦・応募に必要な書類と注意事項は、説明を割愛させていただきます、資料の下方に記載しておりますが、推薦・応募方法は、推薦・応募に必要な書類について、募集の実施機関であります農業委員会の事務局へ提出していただくこととなります。募集期間は、令和 2 年 2 月 3 日の月曜日から 3 月 2 日の月曜日までの 29 日間で、農業委員の募集案と同じ期間となります。

続きまして、11 月総会においては資料を割愛させていただいておりました推薦・応募に必要な書類の記載例につきまして御説明いたしますが、農業委員の募集案の書類と標題やあて先のほかは、1 箇所を除いて同じ内容となりますので、その相違箇所について御覧いただき、御説明いたします。

資料の 2 ページをお開き願います。

第 1 号様式、推薦・応募書の表面となりますが、こちらの 1 番下の項目、活動希望区域について記載していただくこととなりますので、注意してください。

各様式に共通することとしまして、農業委員の募集案の際にも説明いたしましたが、印鑑につきましては認め印で構わないこととしておりますが、スタンプ印は不可となりますので注意してください。

続きまして、資料の 5 ページをお開き願います。

資料の右上に記載のとおり、募集要項の補足資料として推進委員の担当区域の具体的な所在地、大字や丁目等を表により記載しております。

資料の 6 ページ以降につきましては、八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則と、11 月総会においても御説明させていただきました委員の募集から選考、任命・委嘱に関するスケジュールとなりますので、参考として御確認いただければと思います。推進委員の募集に際しまして、募集要項及び推薦・応募に必要な書類については、来年の令和 2 年 1 月 10 日を目途に、農業委員会事務

局並びに南郷事務所の窓口を設置し、配布するとともに、八戸市ホームページに掲載し、ダウンロードして利用できるようにすることで、農業委員の募集と同じく、早めの書類提出を周知していくことを予定しております。

以上、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第57号、別段面積の変更の必要性についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から、説明願います。

深堀技師

事務局の深堀より御説明いたします。

総会資料1ページ及びA4、1枚ものの右上に参考資料と書かれてあります農地法令を抜粋した資料を御覧ください。

農地の権利移転につきましては、参考資料上段に記載のとおり、農地法第3条第2項第5号の規定により、現に耕作している面積を含めて、都府県の場合50アール以上なければ権利移転できないこととされておりますが、同号カッコ書きに基づき、別段面積を定め公示すれば、50アールを下回っても権利移転できる

こととされております。そのため現在、八戸市の別段面積は、30 アールで設定されております。また、別段面積の設定に当たっては、参考資料中段に記載のとおり、農地法施行規則第17条第1項の規定により、第1号、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第2号、設定面積は10アール以上であること、第3号、設定する面積未滿を經營する農家数が、全体の農家数に占める割合の40%を下らないように算定されるものであることとされております。当市の農家数の状況でございますが、2015年農林業センサスの經營耕地面積規模別農家数調べでは、八戸市で30アール未滿の農地を經營する農家数の比率は、全体の46%となっております。なお、別段面積の変更の必要性については、参考資料下段に記載のとおり、平成21年1月23日付け農林水産省經營局長通知により、毎年、別段面積の設定又は変更の必要性を検討することとされております。

以上の状況により、別段面積について、現行のまま変更なしの八戸市内全域、30アールとしてよいか、御審議くださるようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第58号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

松倉委員

松倉から報告いたします。去る11月28日、寺沢農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号46番と48番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条46番

番号46番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、菊いもとお茶用の桑です。譲受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は平成29年12月に田を、今年の5月に植林をするために、畑を取得しています。通作距離は0.5km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地あり。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機、軽トラック、クローラードンプを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

寺沢委員

寺沢から報告いたします。去る11月28日、谷地農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号47番、50番、51番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条47番

47番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は姉妹です。態様別は売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のため

めです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、大根です。譲受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離ですが、申請地は受人の自宅と隣接しています。耕作道はありませんが、申請地に通じる土地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、軽トラック1台、耕運機2台、草刈機3台を所有しており、トラクターは知人から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

松倉委員

再び、松倉から報告いたします。

3条48番

番号48番ですが、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、りんごです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離ですが、申請地は受人の自宅と隣接しています。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女4人で、うち農業専従者は男2人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、トラック、乗用草刈機を各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る11月28日、谷地農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号49番、52番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条49番

49番ですが、この案件は、平成30年8月に今回の申請地の隣地を渡人から賃

貸借しており、今回は規模を拡大したいという申請です。調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は5年間の賃貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、いちごです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、農業専従者は男1人です。農機具保有状況は、畝立機、動力噴霧器、草刈機を各1台所有しており、トラクターを1台導入予定です。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

寺沢委員

再び、寺沢から報告いたします。

3条 50 番

番号 50 番ですが、両者とも本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は平成29年1月に田を取得しております。通作距離は5kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男2人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、掘り取り機を各3台、トレンチャーを2台所有しており、田植機、コンバインについては知人から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

3条 51 番

続きまして、番号 51 番ですが、両者とも本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、赤坂 27-1 はかぼちゃ、上谷地 79-1 は水稻、上谷地 85-1 はねぎです。譲受人は65歳以

上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は1kmで、耕作道あり、受人の耕作地は上谷地79-1のみあり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクターを3台、トラックを2台、田植機とコンバインを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

田名部委員

再び、田名部から報告いたします。

3条52番

番号52番ですが、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は贈与で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。譲受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は令和元年8月に田を取得しています。通作距離は20km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、噴霧器、刈払機、トラック、田植機、コンバインを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第59号、令和元年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第59号、令和元年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。

資料7ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借6件、使用貸借33件の計39件となっております。

借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手6名、貸し手39名で、利用権設定面積は180,037㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間5,000円でございます。

利用集積2番、3番

番号2番、番号3番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借

するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

次ページをお開き願います。

利用集積 6 番

番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 5,800 円と水利費でございます。

利用集積 7 番

～39 番

番号 7 番から資料 14 ページの番号 39 番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

利用権の種類及び内容は、全件とも 10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和元年 12 月 19 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、議案第 60 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第 60 号、農用地利用配分計画案に係る意見について

を御説明いたします。

資料 15 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は使用貸借 33 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 164,303 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号 7 番から番号 39 番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

～33 番

番号 1 番から資料 21 ページ番号 33 番までの全件とも、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第8
会長

次に、日程第8、議案第61号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

寺沢委員

寺沢から報告します。去る11月28日、谷地委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号22番を調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条22番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は漁家住宅1棟、物置1棟建築です。実施計画は、令和2年5月30日から令和3年3月30日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は漁業従事者の自己用住宅であるため、不要。埋蔵文化財は小沢遺跡内ですが届出済み。土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、盛土をし、申請地の東側にフェンスを設置し、排水については、浄化槽と浸透枡を設置します。立地条件は、JR八戸線陸奥白浜駅から南西側約140mに位置し、住宅・畑に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ、申請地しか条件に合わなかったためです。また、申請地は長期間休耕しており、地力が低下し、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

以上、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

谷地委員

谷地から報告します。去る11月28日、寺沢委員と市庁別館7階会議室Cに

において、番号 23 番から 26 番を調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 23 番

23 番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買です。転用目的は住宅増築と物置 1 棟建築です。実施計画は、令和 2 年 4 月 10 日から令和 2 年 10 月 10 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可事前相談済、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地北側にフェンスを設置し、一部砂利を敷きます。立地条件は、八戸市立鮫小学校から南東側約 1 km に位置し、住宅・畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、申請地の周囲は住宅が多く、市街化区域に近い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 24 番

続きまして、24 番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は資材置場です。実施計画は、令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 6 月 20 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は新田遺跡区域内ですが届出済み、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、盛土、切土、砂利敷きをし、周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立中居林小学校から南西側約 550m に位置し、雑種地と住宅に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は市街化区域から住宅等が連たんしているところにある農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 25 番

続きまして、25 番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年 12 月 23 日から令和 2 年 2 月 28 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、周囲にフェンスを設

置します。立地条件は、八戸市立函南小学校から南東側約 300mに位置し、住宅、雑種地、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 26番

続きまして、26番ですが、調査には、受人は夫婦で、夫は本人、妻は代理人が出席、渡人は本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買です。転用目的は住宅1棟建築です。実施計画は、令和2年1月10日から令和2年5月31日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可事前相談済。埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、切土、盛土と土留め、アスファルト舗装をします。排水については、浄化槽と浸透枡を設置します。立地条件は、八戸市立白銀南中学校から南側約130mに位置し、住宅、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、妻の実家近くの土地を検討したところ、申請地しか条件に合わなかったためです。また、申請地は長期間休耕しており、地力が低下し、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 9 会長	次に、日程第 9、報告第 52 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 11 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。 今回の届出は、資料 25 ページ番号 95 番から資料 29 ページ番号 108 番までの計 14 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、ございません。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10、 日程第 11 会長	次に、日程第 10、報告第 53 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 11、報告 54 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の11月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の31ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条 34番

番号34番、転用目的は住宅1棟、物置1棟建築でございます。

4条 35番

番号35番、転用目的は公衆用道路でございます。

4条 36番

番号36番、転用目的は工場、倉庫、事務所、貸家、合わせて4棟建築でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の33ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 177番～179番

番号177番、番号178番、番号179番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 180番～182番

番号180番、番号181番、番号182番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 183番

番号183番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 184番

番号184番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 185番

番号185番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

次ページをお開き願います。

5条 186番

番号186番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 187番

番号187番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 188番

番号188番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 189番～191番	番号 189番、番号 190番、番号 191番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 192番	番号 192番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 12 会長	次に、日程第 12、報告第 55号、農地法第 18条第 6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から、御報告いたします。資料の 39ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18条 13番～15番	番号 13番、番号 14番、番号 15番は、農地法第 3条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。 次のページをお開き願います。
18条 16番	番号 16番は、農地法第 3条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。 通知年月日は、令和元年 12月 17日を予定しております。 以上、報告を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 13 会長	次に、日程第 13、報告第 56 号、農地改良届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から御報告いたします。 資料の 41 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出 10 番	番号 10 番、着工年月日は令和元年 11 月 4 日で、使用する土の採取場所は尻内町字北熊ノ沢 17-3 とのことでございます。 届出年月日及び受理年月日は令和元年 11 月 1 日でございます。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 30 分)

